

## 船舶事故調査報告書

平成28年4月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年10月13日 14時40分ごろ
発生場所	愛知県常滑市苅屋漁港北北西方 苅屋港南防波堤灯台から真方位025° 250m付近 (概位 北緯34° 51.4′ 東経136° 51.4′)
事故の概要	プレジャーボート <small>オーエスケ</small> OSKは、錨泊中、消波ブロックに乗り揚げた。 OSKは、プロペラ軸に折損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月14日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート OSK、3.8トン
船舶番号、船舶所有者等	240-60238愛知、株式会社大須賀
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラ軸に折損、舵軸に曲損、左舷船首部船底に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、苅屋漁港北北西方沖において釣りをするためにダンフォース型アンカーを使用して錨泊した。</p> <p>船長は、本船が、北西からの風浪により走錨し、浅瀬に向かって圧流されていることに気付き、アンカーを揚収して機関を始動したものの、船尾船底付近に衝撃を感じたので機関を停止した。</p> <p>船長は、船尾を確認して海面下に杭を認め、プロペラ軸をチルトアップしたところ、舵が杭に当たって舵軸が曲がり、舵が使用できなくなっていることを知った。</p> <p>本船は、船長が携帯電話でマリーナに救助を要請したものの、風によって消波ブロックに向かって圧流された。</p>
分析	本船は、苅屋漁港北北西方沖において、錨泊中に北西からの風浪を受けて走錨した際、舵が海面下の杭に当たって舵軸が損傷し、舵が使用できなくなったことから、圧流されて同港北北西方の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、苅屋漁港北北西方沖において、錨泊中に北西からの風浪を受けて走錨した際、舵が海面下の杭に当たって舵軸が損傷し、舵が使用できなくなったため、圧流されて同港北北西方の消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 荒天が予測される場合は、出航を見合わせる事。
- ・ 風向等を観察して風波の影響が少なく錨かきのよい錨地を選択すること。
- ・ 投錨する際は、錨が確実に効いていることを確認するとともに、錨泊中は、自船の位置を確認して走錨に注意すること。